

太田市職員等の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月29日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第56号

太田市職員等の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員等の旅費支給に関する規則（令和7年太田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項各号列記以外の部分中「とする」を「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額とする」に改め、同項第3号ただし書中「第1号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「とする」の次に「（この項に規定する現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

別表北海道の項中「18,000」を「20,000」に、「13,000」を「15,000」に改め、同表青森県の項中「15,000」を「16,000」に、「11,000」を「12,000」に改め、同表岩手県の項中「9,000」を「10,000」に改め、同表宮城県の項中「14,000」を「16,000」に、「10,000」を「12,000」に改め、同表秋田県の項中「15,000」を「14,000」に改め、同表山形県の項中「14,000」を「13,000」に改め、同表福島県の項中「11,000」を「1

2, 000」に、「8, 000」を「9, 000」に改め、同表茨城県の項中「15, 000」を「14, 000」に改め、同表栃木県の項中「10, 000」を「11, 000」に改め、同表群馬県の項中「14, 000」を「16, 000」に、「10, 000」を「12, 000」に改め、同表埼玉県の項中「27, 000」を「21, 000」に、「19, 000」を「16, 000」に改め、同表千葉県の項中「24, 000」を「22, 000」に改め、同表東京都の項中「19, 000」を「21, 000」に改め、同表神奈川県及び新潟県の項中「22, 000」を「21, 000」に改め、同表富山県の項中「15, 000」を「14, 000」に改め、同表石川県の項中「9, 000」を「10, 000」に改め、同表福井県の項中「14, 000」を「13, 000」に改め、同表山梨県の項中「12, 000」を「13, 000」に改め、同表長野県の項中「15, 000」を「17, 000」に、「11, 000」を「13, 000」に改め、同表岐阜県の項中「18, 000」を「17, 000」に改め、同表静岡県の項中「13, 000」を「16, 000」に、「9, 000」を「12, 000」に改め、同表愛知県の項中「15, 000」を「16, 000」に、「11, 000」を「12, 000」に改め、同表三重県の項中「13, 000」を「16, 000」に、「9, 000」を「12, 000」に改め、同表滋賀県の項中「15, 000」を「14, 000」に改め、同表京都府の項中「27, 000」を「26, 000」に、「19, 000」を「20, 000」に改め、同表大阪府の項中「18, 000」を「21, 000」に、「13, 000」を「16, 000」に改め、同表兵庫県の項中「17, 000」を「22, 000」に、「12, 000」を「17, 000」に改め、同表奈良県の項中「15, 000」を「16, 000」に、「11, 000」を「12, 000」に改め、同表和歌山県の項中「15, 000」を「14, 000」に改め、同表鳥取県の項中「11, 000」

を「12,000」に、「8,000」を「9,000」に改め、同表島根県の項中「13,000」を「16,000」に、「9,000」を「12,000」に改め、同表岡山県の項中「14,000」を「18,000」に、「10,000」を「14,000」に改め、同表広島県の項中「13,000」を「14,000」に改め、同表山口県の項中「11,000」を「12,000」に、「8,000」を「9,000」に改め、同表徳島県の項中「14,000」を「13,000」に改め、同表香川県の項中「21,000」を「20,000」に改め、同表愛媛県の項中「14,000」を「16,000」に、「10,000」を「12,000」に改め、同表高知県の項中「15,000」を「16,000」に、「11,000」を「12,000」に改め、同表福岡県の項中「25,000」を「22,000」に、「18,000」を「17,000」に改め、同表佐賀県の項中「15,000」を「14,000」に改め、同表長崎県の項中「15,000」を「17,000」に、「11,000」を「13,000」に改め、同表熊本県の項中「20,000」を「18,000」に改め、同表大分県の項中「15,000」を「14,000」に改め、同表宮崎県の項中「17,000」を「14,000」に、「12,000」を「11,000」に改め、同表鹿児島県の項中「17,000」を「14,000」に、「12,000」を「11,000」に改め、同表沖縄県の項中「15,000」を「16,000」に、「11,000」を「12,000」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の太田市職員等の旅費支給に関する規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下

この条において「施行日」という。)以後に太田市職員等の旅費に関する条例(令和7年太田市条例第48号。以下この条において「条例」という。)第2条第1号に規定する旅行命令権者(以下この項において「旅行命令権者」という。)が条例第4条第1項に規定する旅行命令等(以下この項において「旅行命令等」という。)を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)をした場合又は死亡した場合において条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。